

(b) カルシウム・マグネシウム等(硬度)

検液の適量をとり、蒸留水を加えて約100ccとし、これに10パーセントシアン化カリウム溶液数滴、五十分の一規定氯化マグネシウム溶液1cc、(d)硫酸イオンの項に規定するアンモニア緩衝液2cc及びCBT溶液五滴ないし六滴を加え、これをよく振りませながら、検液の色が青色を呈するまで百分の一モルEDTA溶液で滴定し、これに要したEDTA溶液のcc数(a)を求め、次式により検液の硬度を算定する。

$$\text{硬度}(\text{CaCO}_3\text{ppm}) = (a - 1) \times \frac{1000}{\text{検液cc}}$$

試葉

CBT溶液

同上項に規定するCBT溶液に同じ。

別表第四

一 異常な酸性及びアルカリ性に関する事項

(a) 水素イオン濃度

(b) 鉄酸酸度

(c) アルカリ度

二 基準

(a) 水素イオン濃度は、pH値5・8ないし8・6の範囲でなければならない。

(b) 鉄酸酸度は、検出してはならない。

(c) アルカリ度は、五ppm以上なければならない。

三 検査方法

(a) 水素イオン濃度

比色法により測定する。

(b) 鉄酸酸度

検液約100ccを白磁皿にとり、これにM及R混合指示薬数滴を加えて混和したとき、紅色を呈してはならない。

(c) アルカリ度

検液の適量を白磁皿にとり、1・5パーセントチオ硫酸ナトリウム溶液1滴及びMR混合指示薬数滴を加えた後、検液が帶紫紅色を呈するまで、五十分の一規定硫酸を用いて滴定し、これに要した硫酸のcc数(a)を求め、次式により検液のアルカリ度を算定する。

$$\text{アルカリ度}(\text{CaCO}_3\text{ppm}) = a \times \frac{1000}{\text{検液cc}}$$

試葉

MR混合指示薬

メチルレッド $[\text{N}(\text{CH}_3)_2 \cdot \text{C}_6\text{H}_4\text{N} \cdot \text{N} \cdot \text{C}_6\text{H}_4\text{COOH}] \cdot 0 \cdot 0115$ 及びプロムイクリゾールクリン $[(\text{SO}_4)\text{C}_6\text{H}_4 \cdot \text{C}(\text{C}_6\text{H}_5\text{Br}, \text{CH}_3\text{OH})_2] \cdot 0 \cdot 15$ を九五容量ペーセントエチルアルコール100ccに溶かす。

別表第五

一 異常な臭味に関する事項

(a) 臭氣

(b) 味

二 基準

異常な臭氣及び味があつてはならない。

三 検査方法

(一) 臭氣

検液約100ccを共せんガラス容器にとり、軽くせんをして、四〇度ないし五〇度に温めた後、開せんと同時に臭氣(塩素臭を除く)を認めてはならない。

(二) 味

検液約100ccをピーカにとり、四〇度ないし五〇度に温めて、味(塩素味を除く)を認めてはならない。

別表第六

一 外觀に関する事項

(一) 色度

(二) 濁度

(三) 蒸発残留物

二 基準

(一) 色度は、五度をこてはならない。

(二) 濁度は、二度をこてはならない。

(三) 蒸発残留物は、五〇 ppmをこてはならない。

三 検査方法

(一) 色度

検液100ccを比色管にとり、別に、数個の同型比色管に標準原液の適量をとり、それぞれに蒸留水を加えておのおの100ccとした後、検液の色を標準液の色と比較し、検液と同様の色を呈する標準液に含まれる標準原液のcc数を求めこれを10倍する。

標準原液

塩化白金カリウム(K_2PtCl_6)1・四九〇三g及び特高塩化コバルト($CoCl_2 \cdot 6H_2O$)11・〇〇二四gを三六・ゼント塩酸100ccに溶かし、蒸留水を加えて1000ccとする。

(二) 濁度

検液100ccを比色管にとり、別に、数個の同型比色管に標準原液をよくまぜながらその適量をとり、それぞれに蒸留水を加えておのおの100ccとした後、せんをしてよくまぜる。次に、検液の濁りを標準液と比較し、検液の濁りと同程度の濁りを呈する標準液に含まれる標準原液のcc数を求め、これを濁度とする。

標準原液

白陶土を約一〇五度で乾燥した後、七四分のフルーミを通過した微末1gをとり、蒸留水を加えて1000ccとした後をよくまぜながら、その100ccをとり、五・ゼント昇汞溶液0・5ccを加え蒸留水で1000ccとする。

(三) 蒸発残留物

検液の適量を蒸発皿にとり、水浴上で蒸発乾固し、これを約一〇五度で乾燥する。冷後、秤量して蒸発皿の前後の重差($\frac{a}{mg}$)を求める。次式により検液の蒸発残留物の量(ppm)を算定する。

$$\text{蒸発残留物 (ppm)} = a \times \frac{1000}{\text{検液cc}}$$

(一) 厚生省令第二十号(官報外五二)

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第四条第二項の規定に基づき、本省基準に附する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十五年六月一日

厚生大臣 滝邊 良夫

水質基準に関する省令の一部を改正する省令

水質基準に関する省令(昭和三十二年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三の一 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質の検査法に関する事項中

「(土)硫酸イオン」を「カルシウム・マグネシウム等(硬度)」に改める。

別表第三の二 基準中

種類	酸	五〇PPm
フェノール	〇・〇五	PPm
硫酸イオン	二〇	PPm

「フェノール類」を「カルシウム・マグネシウム等(硬度)」に

改める。

別表第三の三 検査方法中(一)硫酸の項を削り、「(二)フェノール」を「(三)フェノール類」に改め、「(四)硫酸イオンの項を削り、「(五)カルシウム・マグネシウム等(硬度)」を「(六)カルシウム・マグネシウム等(硬度)」に、「(七)硫酸イオンの項に規定するアンモニア緩衝液」を「塩化アンモニウム(NH₄Cl)六七・五gを二八パーセントアンモニア水七〇ccに溶かし、蒸留水を加えて一〇〇〇ccとしたアンモニア緩衝液」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四

一 異常な酸性及びアルカリ性に関する事項

水素イオン濃度

二 基準

水素イオン濃度は、PH値五・八ないし六・六の範囲でなければならない。

三 検査方法

比色法により測定する。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

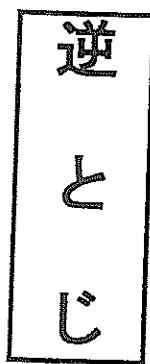
第十一条第三号中「硫酸、フェノール及び硫酸イオン」を「及びフェノール類」に改め、同条第四号中「アルカリ度及び酸度」を削る。

第十四条第一項第二号中「並びにアルカリ度及び酸度」を削る。

○ 國生水道省令第四百四十九號
水道法(昭和三十二年法律第二百七十九號)第四條第一項の規定に照らし、水質基準に関する省令(平成四年厚生省令第六十九號)の一部を改正する省令を次のようて定める。
平成十四年三月二十七日
國生水道大臣 坂口 力

水質基準に関する省令(平成四年厚生省令第六十九號)の一部を次のとおり改める。
水質基準に関する省令(平成四年厚生省令第六十九號)の一部を改正する省令(平成十四年三月二十七日
國生水道大臣 坂口 力)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。



○厚生労働省令第八十一号

水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第四
条第一項の規定に基づき、水質基準に関する省令
の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月三十日

厚生労働大臣 坂口 力

水質基準に関する省令の一部を改正する省
令

水質基準に関する省令（平成四年厚生省令第六
十九号）の一部を次のようにより改正する。
表の四十六の項中「又は積分球式光電光度法」
を「積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透
過散乱法」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

○厚生省令第六十八号

水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第四条第一項の規定に基づき、水質基準に関する省令の一部を改正する省令を次のようて定める。

平成十一年六月二十九日

厚生大臣 岩下 劍平

水質基準に関する省令の一部を改正する省
令

水質基準に関する省令（平成四年厚生省令第六十九号）の一部を次のようて改正する。
表の三の項中、「又は誘導結合プラズマ発光分光
分析法（以下「ICP法」という。）を「誘導
結合プラズマ発光分光分析法（以下「ICP法」
といふ。）又は誘導結合プラズマ質量分析法（以下
「ICP-MS法」という。）に改め、同表の六
の項、八の項及び三十の項中、「又はICP法」を
「ICP法又はICP-MS法」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

十五	ジタクロロメタン	○・○ ¹⁰ ppm以下であること。	PT-GC-IMS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
十六	シスクロロエチレン	○・○四 ¹⁰ ppm以下であること。	PT-GC-IMS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
十七	テトラクロロエチレン	○・○一 ¹⁰ ppm以下であること。	PT-GC-IMS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
十八	一、一、二 ¹⁰ エタントリクロロエチレン	○・○〇六 ¹⁰ ppm以下であること。	PT-GC-IMS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
十九	一、一、二 ¹⁰ エタントリクロロエチレン	○・○〇六 ¹⁰ ppm以下であること。	PT-GC-IMS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
二十	ベンゼン	○・○一 ¹⁰ ppm以下であること。	PT-GC-IMS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
二十一	クロロホルム	○・○六 ¹⁰ ppm以下であること。	PT-GC-IMS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
二十二	ジブロモジクロロメタン	○・一 ¹⁰ ppm以下であること。	PT-GC-IMS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
二十三	ブロモジクロロメタン	○・〇三 ¹⁰ ppm以下であること。	PT-GC-IMS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
二十四	ブロモホルム	○・〇九 ¹⁰ ppm以下であること。	PT-GC-IMS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
二十五	総トリハロメターン(クロロホルム、ジブロモジクロロメタン及びブロモメタノンの混度)のそれをも含む	○・一 ¹⁰ ppm以下であること。	PT-GC-IMS法、HS-GC-MS法又はPT-GC法
二十六	シマジン	○・〇〇六 ¹⁰ ppm以下であること。	PT-GC-IMS法
二十七	チウラム	○・〇〇六 ¹⁰ ppm以下であること。	PT-GC-IMS法
二十八	チオベンカルブ	○・〇一 ¹⁰ ppm以下であること。	固相抽出—高遠液体クロマトグラフ法
二十九	一、三 ¹⁰ エタントリクロロベンゼン	○・〇〇三 ¹⁰ ppm以下であること。	固相抽出—ガスクロマトグラフ質量分析法又は固相抽出—ガスクロマトグラフ質量分光法
三十	重鉛	一〇 ¹⁰ ppm以下であること。	フレームレス原子吸光光度法又はICP-P法

附 則		1 この省令は、平成5年12月1日から施行する。 ○厚生省令第七十号 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第十三条第一項、第二十条第一項、第二十二条及び第三十四条の二第一項の規定に基づき、並びに同法、建築物における衛生的環境の確保の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)及び沖縄の復帰に	
2 水質基準に関する省令(昭和五十三年厚生省令第五十六号)は、廃止する。 伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)を実施するため、水道法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。		平成四年十二月二十一日	
四十六	濁度	二度以下であること。	比濁度法、透過光測定法又は積分球式光電
四十七	PH値	五・八以上六・六以下であること。	滴定法
四十八	臭気	異常でないこと。	官能法
四十九	味	異常でないこと。	官能法
五十	色度	五度以下であること。	ガラス電極法又は比色法

(号外)
大蔵省印刷局発行○厚生省令第六十九号
水道法(昭和三十一年法律第二百七十七号)第四条第一項の規定に基づき、水質基準に関する省令を
次のように定める。

平成4年12月21日

厚生大臣 丹羽 雄哉

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき同表の下欄に掲げる方法によって行
う検査において、同表の中括弧に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 一般細菌	一回の検水で形成され る集落数が一〇〇以下 であること。	標準寒天培地法
二 大腸菌群	検出されないこと。	
三 カドミウム	〇・〇一旨／m以下で あること。	乳糖ブイヨンアントグリーン乳 糖培地法、ブイヨン培地法又は特定酵素基質 結合フラズマ飛光分光分析法(以下「I CP法」という。)
四 水銀	〇・〇〇〇旨／m以下で あること。	遷元気化—原子吸光光度法
五 セレン	〇・〦一旨／m以下で あること。	水素化物発生—原子吸光光度法又はフ ラームレスー原子吸光光度法
六 鉛	〇・〦H旨／m以下で あること。	フレームレスー原子吸光光度法又はIC P法
七 ヒ素	〇・〦一旨／m以下で あること。	フレームレスー原子吸光光度法又はIC P法
八 六価クロム	〇・〦H旨／m以下で あること。	水素化物発生—原子吸光光度法又はフ ラームレスー原子吸光光度法
九 シアン	〇・〦一旨／m以下で あること。	フレームレスー原子吸光光度法又はIC P法
十 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	〇・〦旨／m以下である こと。	吸光光度法
十一 フッ素	〇・〦〇一旨／m以下で あること。	イオンクロマトグラフ法又は吸光光度法 法」という。)
十二 四塩化炭素	〇・〇〇一旨／m以下で あること。	ベース・トラップ法、ベース・スクロマトグラ 法」という。又はベース・トラップ法、ガスクロマトグラ 法」という。又は「PT-GC-M法
十三 一、二、三 タノニチレン	〇・〇一旨／m以下で あること。	PT-GC-M法
十四 ロニチレン	〇・〇一旨／m以下で あること。	PT-GC-M法、(アドスベース ガスクロマトグラフ—質量分析法(以下 「HS-GC-M法」という。)又は T-GC法

色をもつた標準比色液、又は他の標準比色液、又は標準比色液とそれが比較して、該当する標準比色液か否かのH₂S値を求める。

五 法第四条第一項第五号に掲げる要件に係る事項についての検査方法

1 味

1 試料の採取及び保存

試料は、あらかじめ蒸留水でよく洗浄したガラスびんに採取し、直ちに試験する。

2 試験操作

検水100mlを容器100mlの共せん付毛細管内に注入し、密閉して蓋をしておき、50度に加温し、激しく振った後、直ちに遮光器以外の臭気を調べる。

2 味

1 試料の採取及び保存

臭気の検査の例による。

2 試験操作

検水100mlをビーカーに採り、温度40℃にして50度に加温した後、口に含んで遮光器以外の味を調べる。

六 法第四条第一項第六号に掲げる要件に係る事項についての検査方法

1 色度

1 試験

(1) 色度標準原液

塩化金属性カリウム・四九%塩化ロバート(大水槽)1100mlと水槽100mlに溶かし、蒸留水を加えて100mlとする。

(2) 色度標準液

色度標準原液を蒸留水で10倍に稀めたもの

2 試験

(1) 色度標準原液

塩化金属性カリウム・四九%塩化ロバート(大水槽)1100mlと水槽100mlに溶かし、蒸留水を加えて100mlとする。

(2) 試料の採取及び保存

硝酸性窒素及び亞硝酸性窒素の検査の便にてよい。

2 試験

(1) 試料の採取及び保存

硝酸性窒素及び亞硝酸性窒素の検査の便にてよい。

3 濃度

1 試験

色度標準原液

水槽100mlの共せん付毛細管内に注入し、底端から100mlの高さで100mlの刻線を付けてだす。

4 試験

1 試験

硝酸性窒素及び亞硝酸性窒素の検査の便にてよい。

5 試験

水槽100mlをビーカーに採り、温度40℃にして50度に加温した後、口に含んで遮光器以外の味を調べる。

6 試験

水槽100mlを容器100mlの共せん付毛細管内に注入し、密閉して蓋をしておき、50度に加温し、激しく振った後、直ちに遮光器以外の臭気を調べる。

水槽カオリント100mlをホルトーン100mlと蒸留水とを加えて100mlとしたもの

2 濃度標準原液

水槽カオリント100mlと蒸留水とを加えて100mlとしたもの

3 濃度標準液
濃度標準原液をよく振り混ぜた100mlを採り、蒸留水で10mlに薄めたもの
この溶液は、濃度100度に相当する。

4 濃度
試験の検査の便による。
試験の採取及び保存

試験の作成
硝酸性窒素及び亞硝酸性窒素の検査の便にてよい。

試験の操作
検水100mlを比色管に採り、因により作成した標準液と比照して検水の濃度を求める。
標準液の作成
硝酸性窒素及び亞硝酸性窒素の検査の便にてよい。

試験の操作
濃度標準液なし100mlを試験的に比色管に採り、それぞれに蒸留水を加えて100mlとする。
濃度標準液なし100mlを試験的に比色管に採り、それを蒸留水で100mlとする。

試験の操作
濃度標準液なし100mlを試験的に比色管に採り、それを蒸留水で100mlとする。

(2) 分析

(1) で得られた試験溶液 50 ml を分液ロートに採り、アンモニア緩衝液 5 ml を加えて振り混ぜる。次いで四アミノアンチビリン溶液($1\text{ W} / V\%$) 3 ml とフェリシアン化カリウム溶液 1 ml とを加えて混ぜ、三分間放置後、クロロホルム 1 ml を加えて激しく振り混ぜ、静置してクロロホルム層を分取する。更にクロロホルム 1 ml を用いて同様の抽出操作を行い、クロロホルム層を分取する。分取したクロロホルム層を合し、乾いたる紙でろ過する。

この溶液の一部を吸収セル(5 ml)に採り、光電分光光度計又は光電光度計を用いて、検水と同様に操作した空試験液を対照として、波長 460 nm 付近で吸光度を測定し、因により作成した検量線から試験溶液中のフェノール類をフェノールの量として算定する。

フェノール標準液 0.1 ml を段階的に蒸留フラスコに採り、それぞれに蒸留水を加えて 50 ml とする。以下(1)及び(2)と同様に操作して、フェノールの量を吸光度との関係を求める。

(1) 検量線の作成

検水と同様に操作した空試験液を対照として、波長 460 nm 付近で吸光度を測定し、因により作成した検量線から試験溶液中の陰イオン界面活性剤の濃度を算定する。

(2) 検量線の作成

この試験溶液の一部を吸収セル(10 ml)に採り、光電分光光度計又は光電光度計を用いて、検水と同様に操作した空試験液を対照として、波長 654 nm 付近で吸光度を測定し、因により作成した検量線から試験溶液中の陰イオン界面活性剤の濃度を算定する。

なお、残留塩素を含む試料の場合には、あらかじめ残留塩素 1 mg につき亜硫酸水素ナトリウム溶液($1\text{ W} / V\%$) 1 ml を加えたものを検水とする。

四 法第四条第一項第四号に掲げる要件に係る事項についての検査方法

(1) pH 値

陰イオン界面活性剤標準液 0.1 ml を段階的に分液ロートに採り、それぞれに蒸留水を加えて 10 ml とする。以下(1)と同様に操作してドテシルベンゼンスルホン酸ナトリウムの量と吸光度との関係を求める。

法第四条第一項第四号に掲げる要件に係る事項についての検査方法

(2) 試薬

陰イオン界面活性剤標準液 0.1 ml を段階的に分液ロートに採り、それぞれに蒸留水を加えて 10 ml とする。以下(1)と同様に操作してドテシルベンゼンスルホン酸ナトリウムの量と吸光度との関係を求める。

(3) pH 値

陰イオン界面活性剤標準液 0.1 ml を段階的に分液ロートに採り、それぞれに蒸留水を加えて 10 ml とする。以下(1)と同様に操作してドテシルベンゼンスルホン酸ナトリウムの量と吸光度との関係を求める。

(4) 試薬

陰イオン界面活性剤標準液 0.1 ml を段階的に分液ロートに採り、それぞれに蒸留水を加えて 10 ml とする。以下(1)と同様に操作してドテシルベンゼンスルホン酸ナトリウムの量と吸光度との関係を求める。

(5) pH 値

陰イオン界面活性剤標準液 0.1 ml を段階的に分液ロートに採り、それぞれに蒸留水を加えて 10 ml とする。以下(1)と同様に操作してドテシルベンゼンスルホン酸ナトリウムの量と吸光度との関係を求める。

(6) 試薬

陰イオン界面活性剤標準液 0.1 ml を段階的に分液ロートに採り、それぞれに蒸留水を加えて 10 ml とする。以下(1)と同様に操作してドテシルベンゼンスルホン酸ナトリウムの量と吸光度との関係を求める。

(7) pH 値

陰イオン界面活性剤標準液 0.1 ml を段階的に分液ロートに採り、それぞれに蒸留水を加えて 10 ml とする。以下(1)と同様に操作してドテシルベンゼンスルホン酸ナトリウムの量と吸光度との関係を求める。

(8) 試薬

陰イオン界面活性剤標準液 0.1 ml を段階的に分液ロートに採り、それぞれに蒸留水を加えて 10 ml とする。以下(1)と同様に操作してドテシルベンゼンスルホン酸ナトリウムの量と吸光度との関係を求める。

(9) 試薬

陰イオン界面活性剤標準液 0.1 ml を段階的に分液ロートに採り、それぞれに蒸留水を加えて 10 ml とする。以下(1)と同様に操作してドテシルベンゼンスルホン酸ナトリウムの量と吸光度との関係を求める。

(10) 試薬

陰イオン界面活性剤標準液 0.1 ml を段階的に分液ロートに採り、それぞれに蒸留水を加えて 10 ml とする。以下(1)と同様に操作してドテシルベンゼンスルホン酸ナトリウムの量と吸光度との関係を求める。

ルの回数 a から、次式により検水の硬度を検水に含まれる炭酸カルシウムの量(mg/l)として算定する。

$$\text{炭酸カルシウム}(\text{mg}/\text{l}) = (a - 1) \times \frac{1000}{\text{検水}(\text{ml})} \times 1$$

11 蒸発残留物

試料の採取及び保存

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の検査の例による。

12 器具 蒸発皿

試験操作

検水 100ml ないし 500ml を、あらかじめ玻玉 10ml ないし 100ml で乾燥させ、デンケーター中で放冷後、ひょう量した蒸発皿に採り、水浴上で蒸発乾固する。次にこれを玻玉 10ml ないし 100ml で二時間乾燥させ、デンケーター中で放冷後、ひょう量し、蒸発皿の前後の重量の差 a を mg 単位で求め、次式により検水中の蒸発残留物の量(mg/l)を算定する。

$$\text{蒸発残留物}(\text{mg}/\text{l}) = a \times \frac{1000}{\text{検水}(\text{ml})}$$

13 試薬

(1) 亜ヒ酸ナトリウム溶液(○・五W/V%)

シアンイオンの検査の例による。

(2) 硫酸銅(五水塩)

リン酸(一十九)

(3) アンモニア緩衝液

堿化アンモニウム六七・五 g をアンモニア水五七〇 ml に溶かし、蒸留水を加えて 1L とする

たもの。ただし、この用いる蒸留水は、フェノール類及び残留塩素を含まないものとする

(以下フェノール類の検査において同じ)。

(4) 四一アミノアンチビリソーゼを蒸留水に溶かして 100ml としたもの

この溶液は、使用の都度調製する。

(5) フェリシアン化カリウム溶液

フェリシアン化カリウムの大きな結晶約 1g を採り、少量の蒸留水で表面を洗浄後、蒸留

水に溶かして 100ml としたもの。ただし、必要があれば過する。

クロロホルム

(6) 異素酸カリウム・臭化カリウム溶液

異素酸カリウム二・七八 g と臭化カリウム一〇 g とを蒸留水約 100ml とよく混ぜながら、熱した蒸留水 100ml 中に加

え、約一分間煮沸後、放冷したもの。ただし上澄み液を用いる。

(7) 過硫酸カリウム溶液

可溶性でんぶん 1g を蒸留水約 100ml とよく混ぜながら、熱した蒸留水 100ml 中に加

え、約一分間煮沸後、放冷したもの。ただし上澄み液を用いる。

(8) チオ硫酸ナトリウム溶液(○・一規定)

チオ硫酸ナトリウム(五水塩) 1g と炭酸ナトリウム(無水) $0\cdot1\text{g}$ とを無チオ硫酸蒸留

水に溶かして「 H_2O 」、イソアミルアルコール約 10ml を加え、よく振り混ぜ、二日間放置

したもの、以下の操作によりチオ硫酸ナトリウム(○・一規定)の力値 b を求める。

(9) ヨウ素酸カリウム標準液(○・一規定)

ヨウ素酸カリウム標準液(○・一規定)二五 ml を共せん付き三角フラスコに採り、ヨウ化

カリウム二 g と硫酸(一十五)五 ml とを加えて直ちに密せんし、静かに振り混ぜた後、暗所

に置き、一定時間後、ヨウ素酸カリウム標準液(○・一規定)五 ml を加えて再び

蒸留を停止し、蒸留フラスコ内の液が沸騰しなくなった後、蒸留水五〇 ml を加えて再び蒸

留し、全留出量を五〇 ml とし、これを試験溶液とする。

なお、試料採取時に硫酸銅(五水塩)とリン酸とを加えた検水の場合には、再び硫酸銅

14 フェノール標準液

フェノールとして 100ml に相当するフェノール標準液(○・一規定)の力値を表わす。

フェノール標準液

この式において a はチオ硫酸ナトリウム溶液(○・一規定)の力値を表わす。

$$\text{フェノール}(\text{mg}/\text{ml}) = \frac{2c - b}{50} \times f \times 1.569$$

この式において c はチオ硫酸ナトリウム溶液(○・一規定)の力値を表わす。

$$\text{チオ硫酸ナトリウム溶液}(\text{mg}/\text{ml}) = \frac{1000}{\text{検水}(\text{ml})} \times 1$$

15 分液ロート

器具及び装置

蒸留装置

分液ロート

光電分光光度計又は光電光度計

試料の採取及び保存

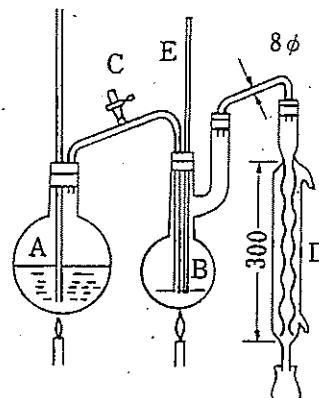
試験操作

前処理

蒸留五〇〇 ml (フェノールとして 100ml として 100ml を含むもの又はフェノールとして 100ml 五ないし 10ml を含む)を 1mg を含むように検水に蒸留水を加えて五〇〇 ml としたもの)を、あらかじめ数個の沸騰石を入れた蒸留フラスコに採り、硫酸銅(五水塩)〇・五 g とリン酸とを加えて $H_2\text{O}$ を約四 ml 、加熱蒸留する。留出液が四五〇 ml に達した後、直ちに蒸留を停止し、蒸留フラスコ内の液が沸騰しなくなった後、蒸留水五〇 ml を加えて再び蒸留し、全留出量を五〇 ml とし、これを試験溶液とする。

試料採取時

硫酸銅(五水塩)とリン酸とを加えた検水の場合には、再び硫酸銅



A : 水蒸気発生用フラスコ 1 ℥
 B : 蒸留フラスコ 300mℓ
 C : 連結管
 D : 冷却器
 E : 足長温度計
 (単位: mm)

内の液面以下の部分のみに触れるようとする。留出液が約一九〇mℓに達した後、直ちに蒸留を停止し、留出液に蒸留水を加えて二〇〇mℓとし、これを試験溶液とする。

(2) 分析

検水二〇〇mℓ(フッ素として〇・〇〇三ないし〇・〇二mgを含むもの又はフッ素として〇・〇〇三ないし〇・〇一mgを含むように検水に蒸留水を加えて二〇〇mℓとしたもの)を比色管に挿り、アリザリンコンブレクソン溶液一ml、酢酸緩衝液五ml、硝酸ラントン溶液一ml及びアセトン二〇mlを加え、更に蒸留水を加えて五〇〇mℓとする。これをよく振り混ぜた後、六〇分間以上放置する。

この溶液の一部を吸収セル(一〇mm)に挿り、光電分光光度計又は光電光度計を用いて、検水と同様に操作した空試験液を対照として、波長六二〇nm付近で吸光度を測定し、(1)により作成した検量線から試験溶液中のフッ素の量を求め、検水中のフッ素の濃度を算定する。

なお、前処理を行つた場合には、(1)で得られた試験溶液を検水とする。

検量線の作成

フッ素標準液ないし二〇mgを段階的に比色管に挿り、それぞれに蒸留水を加えて二〇〇mℓとし、以下(2)と同様に操作して、フッ素の量と吸光度との関係を求める。なお、前処理を行つた場合には、フッ素標準液ないし二〇〇mℓを段階的に蒸発させた後、それを蒸留水を加えて二〇〇mℓとし、以下(2)と同様に操作する。

検量線の作成

(1) 試葉
 シアン化カリウム溶液(一〇W/V%)

シアン化カリウム一〇gを蒸留水に溶かして一〇〇mℓとしたもの

塩化マグネシウム溶液(〇・〇一モル)

あらかじめ強熱してテシケーター中で放冷した酸化マグネシウム〇・四〇三gに塩酸(一十九)を滴加して浴かし、水浴上で塩酸臭がなくなるまで加温した後、蒸留水を加えて一しとしたもの

アンモニア緩衝液
 塩化アンモニウム六七・五gをアンモニア水五七〇mℓに溶かし、蒸留水を加えて一しとしたもの

エリオクロムブロクチ〇・五gと塩酸ヒドロキシルアミン四・五gとをエタノール(九五V/V%)に溶かして、一〇〇mℓとしたもの

EDTA溶液(〇・〇一モル)
 ニチレンジアミン四酢酸二ナトリウム(二水塩)を標定八〇度で五時間乾燥させ、デンクーター中に放冷後、その三・七二二gで蒸留水に溶かして一しとしたもの

この溶液一mlは、炭酸カルシウムとして一gを含む量に相当する。

この溶液は、かつてびんに入れて保存する。

(2) 試験操作
 試料の採取及び保存

- (1) 前処理
 前処理は、検水一l中にリン酸イオン三mg以上若しくはアルミニウムイオン一mg以上を含む場合又は色度が二〇度以上である場合に行う。
- 検水二〇〇mℓを蒸発せらる採り、フェノールフタリン・エタノール溶液数滴を指示薬として加え、液が微紅色になるまで更に水酸化ナトリウム溶液(一〇W/V%)を加え、加熱濃縮する。液量が約五〇mℓに達した後、直ちに少量の蒸留水を用いて、あらかじめ数個のガラスビーズを入れた蒸留フラスコBに洗い入れる。これにリン酸約一mlと過塩素酸約四〇mgとを加えた後、あらかじめ蒸留水約二五〇mℓと数個の沸騰石とを入れた水蒸気発生用フラスコA、連絡管C及び冷却器Dと連絡し、水蒸気発生用フラスコAと蒸留フラスコBとを加熱する。このとき、連絡管Cのコックは開いておく。蒸留フラスコ内の温度が摄氏一四〇度に達した後、直ちに連絡管Cのコックを操作して徐々に水蒸気を通し始める。蒸留温度を摄氏一四〇ないし一五〇度に保ちながら蒸留する。ただし、蒸留フラスコを加熱する炎は、フラスコ

- 検水一〇〇mℓ(炭酸カルシウムとして一〇mg以下を含むもの又は炭酸カルシウムとして一〇mg以下を含むように検水に蒸留水を加えて一〇〇mℓとしたもの)を三角フラスコに挿り、シアン化カリウム溶液(一〇W/V%)数滴、塩化マグネシウム溶液一ml及びアンモニア緩衝液二mlを加える。これに、EDTAエタノール溶液数滴を指示薬として加え、EDTA溶液(〇・〇一モル)を用いて赤紫から青に変わるまで滴定し、これに要したEDTA溶液(〇・〇一モ